

～ 平成 20 年度施政方針 ～

平成 20 年第 1 回小美玉市議会定例会を開催するにあたり、上程しております議案の説明に先立ちまして、市政運営に関する所信の一端を申し上げます。

最近のわが国の状況を見てみますと、政府の平成 20 年度経済見通しによれば、物価の安定の下での民間需要中心の経済成長が見込まれるとされています。

しかしながら、平成 19 年度末の国・地方を合わせた長期債務残高は 773 兆円にもおよぶ見込みであるなど、わが国財政は極めて深刻な状況にあり、今後、わが国が安定的に発展するためには財政健全化に向けた取り組みを着実に推進する必要があります。

このような中、平成 20 年度予算編成は、将来にわたり持続可能な財政構造の転換を図る

しゅんべつ

ことを目標に、国と県に呼応して歳出の見直しによる抑制と事業の峻別に務め、他方、「小美玉市の均衡ある発展と住民の一体感の醸成」及び「継続性の確保」を再認識し住民の充実を図ることを基本に予算を策定しました。

それでは、まず平成 20 年度の重点化事業について申し上げます。

まず、学力向上支援事業につきましては、補充学習や学習方法・学習習慣の支援・助言などに、「学力向上支援員」として地域の人材を活用し、きめ細やかな学習支援、相談を充実させ、学習のつまづきの解消や学習意欲の向上を図ることを目的とし、中学生に対し、5 教科を中心とした支援・相談活動を行ってまいります。

次に、キャリア教育推進事業につきましては、学校教育の一環として、地域の協力を得て、職場体験など様々な体験活動を行うことにより、望ましい職業観をはじめ、他人との係わりや思いやり、社会のルール等を学び、主体的、創造的に生きていくことができる資質や能力を育成することを目的とし、中学 2 年生を対象に 3 日から 5 日間の職場体験を実施いたします。

次に、放課後児童対策事業及び放課後子ども教室事業につきましては、放課後児童対策事業は小学 1 年生から 3 年生を対象とし、放課後子ども教室事業は小学 4 年生から 6 年生を対象として、昨年度はそれぞれ別々の場所で実施してきました。

平成 20 年度は、この 2 つの事業を一体的に提供できる放課後子どもプランとして市内全小学校での実施を予定しており、準備が整い次第、順次開設していきたいと考えております。

次に、住民参加のまちづくり事業につきましては、市民の自治力をはぐくむために「まちづくり組織支援事業」を昨年から本格的に実施し、17 団体を公的な「まちづくり組織」として認定し、その組織が担う 22 事業に対して財政的な支援をしました。平成 20 年度は、更に認定団体を増やし、市内各地で自主的・主体的な地域づくりの取り組みが展開できるよう、団体の立ち上げ支援及び団体の掘り起こしに努めてまいります。

次に、開港まであと 2 年余りと迫りました茨城空港につきましては、現在、国や県等により新設滑走路、空港ターミナル地区施設、空港関連道路等の整備が順調に進捗しております。

我が小美玉市としましても、開港を見据え、空港の利用促進と空港を活かした地域振興に資するため、各種事業に取り組んでおります。

昨年1月末に設置いたしました「小美玉市茨城空港利用促進協議会」におきましては、
内部に「名産品検討部会」と「観光・PR部会」を設け、空港の利用促進に繋がる新たな
名産品の検討・開発や、空港を活かした観光ルートの策定、更には空港のPR及びCM活
動の展開等、様々な議論を鋭意進めております。

また、市内の小学生や一般市民を対象とした「茨城空港見学会」を開催し、空港の啓発
に努めております。

さらに、水戸市等県央地域9市町村の首長による懇話会も発足し、茨城空港を利用した
県央地域の活性化をはじめ、地域が抱える課題や将来像を幅広く議論していく体制も整っ
てまいりました。

このようなことから、茨城空港の開港により、首都圏の航空需要の一翼を担い、人・モ
ノ等の新たな流れが生まれ、新たな産業の集積に繋がることで当地域の振興が図れること
を強く期待しております。

いずれにしましても、小美玉市としては、今後とも国や茨城県などと緊密な連携をとり
ながら、開港に向けて万全を期してまいりたいと存じます。

それでは、個別の施策について、新市建設計画に定められた6つの基本方針に従って申
し上げます。

便利でゆとりのある快適なまち(都市基盤)

第1に都市基盤の整備について申し上げます。

都市基盤の中でも道路は、市民生活の利便性を向上させ、都市の活性化を図る上で重要
な役割を担うものであり、良好な住環境をめざした都市づくり、地域づくりを推進する上
で必要な都市施設であります。そのため、地域間のネットワークの強化と地域における利
便性・安全性の向上を図るため、計画的な幹線道路、生活道路の整備を促進するとともに、
道路環境の充実を図ってまいります。

まず、広域幹線道路整備事業として行っております、羽鳥宿張星線東ルートにつきまし
ては、これまでに土地評価、土地鑑定及び補償調査を実施し、今年度は用地の取得を進め、
工事に着手いたします。

また、同西ルートにつきましては、先月、道路線形説明会を行い、現在、路線測量を実
施しております。今後は、道路詳細設計及び用地測量を実施してまいります。

また、(仮称)栗又四ヶ線につきましては、昨年、事業説明会を行い、今後路線測量や詳
細設計を実施いたします。

次に、防衛補助道路改良事業として行っております市道小108号線の道路改良につ
きましては、現在、道路詳細設計を実施しており、平成20年度は用地測量及び補償調査を
実施してまいります。

また、国補道路改良事業として市道美984号線及び市道小20939号線の道路改良

工事を実施してまいります。

次に、水道事業につきましては、小美玉市水道事業の認可を取得し、速やかな上水道事業の統合と料金体系の一元化を図り、利用者負担の公平と公共の福祉に配慮した経営基盤の強化に努めます。

また、国庫補助金や企業債を活用した基幹施設である浄水場や老朽管等の整備更新を進め、生活インフラを強化し、市民の安寧な生活を担保する安定した給水サービスの確保を図ってまいります。

次に、下水道事業につきましては、今年度より戸別浄化槽設置事業を実施することとなりました。

この事業は、農業集落排水事業の区域外並びに公共下水道事業の認可区域外でいまだ下水道が整備されていない地区の専用住宅と小規模の併用住宅を対象に、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を目的に設置希望者に対し市が独自に浄化槽を設置するものであります。

そのため、今までのように単なる補助金を出して個人が浄化槽を設置するものではなく、市が浄化槽を設置し下水道事業と同様に分担金や使用料を徴収し、その後の維持管理まで行うというものであります。

四季を感じる安心なまち(生活環境)

第2に生活環境の整備について申し上げます。

水と緑の豊かな自然環境を将来にわたって守り育てていくため、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民の生命と財産を守るため生活環境の整備を推進し、安全、安心なまちを目指します。

生活環境の保全を図るため、環境保全・美化推進事業として、花いっぱい運動を推進してまいります。また、本市の貴重な自然資源であり、動植物の生息域である水辺環境や平地林などを保全していくために、園部川や巴川、遠州池の水質調査や、河川の整備として梶無川、黒川の改修事業を行うとともに、市の自然環境を次代に継承するため、「小美玉市地球温暖化防止実行計画」を策定し、地球温暖化防止に取り組んでまいります。

防災につきましては、市民の安全、安心な生活を確保するため、「小美玉市地域防災計画」に基づき、防災体制の強化を図り、災害に強いまちを目指します。さらに、消防につきましては、高規格救急車及び水槽付消防ポンプ車を配備し、施設・機材の充実や消防力の向上を図ります。

また、交通安全対策につきましては、高齢者や子どもを中心に交通安全意識の高揚を図るとともに、道路照明灯などの交通安全施設の整備を充実させ、交通事故ゼロのまちを目指します。

ぬくもりにあふれる福祉のまち(保健・福祉)

第3に、保健・福祉の充実について申し上げます。

核家族化が進み、共働き家庭が急激に増加している社会におきましては、安心して子どもを生き育てることができる環境を整え、子育てを支援していくことが重要な課題となっております。子育て支援の一環としまして、子どものインフルエンザ予防接種を3歳から15歳までの方に対して、接種料金の一部を助成します。また、母子保健事業として、「マタニティマーク」の普及や昨年度まで年2回行っていました妊婦医療機関委託健診を年5回へ拡大いたします。また、乳幼児が心身ともに健やかに成長できるよう生後4ヶ月までの乳児のいる家庭訪問を実施し、育児に対する相談や情報を提供するとともに各種の健診・教室・保健指導の充実を図ってまいります。

また、子育てに悩みを抱える家庭を支援するため、家庭児童相談室の設置や、家庭児童福祉の専門員の配置により、家庭でのあらゆる問題について相談指導にあたります。さらに、要保護児童対策地域協議会の設置により、要保護児童に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応できるよう、関係者間での情報の交換と支援内容の協議を行います。

次に、健康づくりの推進としましては、市民が心身ともに健康で、いきいきと暮らせるよう、各種がん検診等を実施するとともに、基本的な健康診査につきましては、健診体制を見直し、健診後の事後指導を強化し、健康づくりの支援、健康管理のための保健サービスの充実に努めます。

また、障がい者福祉の充実としまして、障がい者が地域で自立し、安心して暮らせるよう、治療方法の確立していない難病患者の方に対して、福祉見舞金を給付し、経済負担の軽減と福祉の向上を図ります。

さらに、障がい者地域支援事業としまして、障がいのある人に対し、創作活動又は生産活動の提供や、日常生活上必要な訓練、指導等を行い、生活の質向上と社会復帰の促進を図ります。

活力に満ちた創造のまち(産業)

第4に産業の振興についてであります。

本市の基幹産業である農業を大切にするとともに、各種産業の振興を図ることにより、活力に満ちた産業のまちを目指します。

安定的な農業経営を目指し、農業の生産体制や生産基盤を整備して、認定農業者等担い手を育成支援すると共に、法人化を推進いたしまして、農業経営の近代化と多様化を進め、農業振興補助事業としての新作物作付けの推進や、水田農業構造改革対策補助事業として、余剰米対策と水田の高度利用のための水稻の生産調整に対して補助金を交付いたします。

また、首都圏近郊という有利な条件や良好な自然環境を活かし、地域間競争に強い産地づくりを促進し、特産物の振興と安定した産地の形成を図ってまいります。

また、商業の振興としましては、商工業振興事業補助金として商工会へ補助金を交付し、商工団体と連携を図りながら、身近な商業サービスの充実と商店などの活性化を図るとともに、沿道型商業施設の計画的な誘導を図るなど、魅力ある商業核の形成に努めます。

さらに、観光の振興としましては、本市の自然・文化・イベントなどの観光資源の活用や、新たな観光資源の発掘・開発を積極的に推進し、観光拠点の形成を図るとともに、観光推進体制の確立に努めます。

個性豊かな教育・文化のまち(教育・文化)

第5に、教育・文化の振興についてであります。

未来を担う子どもたちの個性を活かし、豊かな心と創造性を育むとともに、市民の積極的な参画のもと、個性豊かな教育・文化のまちを目指してまいります。

小・中学校において障がいのある児童生徒に対し、日常生活動作の介助や、学習活動上のサポートを行う「生活介助員」の活用が、障がいに応じた適切な教育を実施するうえで一層重要となっており、小美玉市においては平成18年度より必要とする学校に生活介助員を配置し、様々な障がいを持つ児童生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援を行ってきました。

平成20年2月現在で幼稚園、小学校合わせて10名の生活介助員を配置しており、平成20年度は幼稚園、小学校、中学校合わせて13名の生活介助員の配置を予定しております。

次に、小川統合幼稚園につきましては、平成19年度に敷地造成と園舎建築の実施設計を委託しました。造成工事においては、進入路の築造及び雑草立木の処分工事を現在施工中でございます。また、造成工事では、自衛隊の地域貢献及び工事費の節約を目的に陸上自衛隊による部外工事を要望しており、現在ほぼ調整もまとまり平成20年4月より6月にかけて実施予定となっております。

平成20年度事業計画としましては、まず先ほど述べました陸上自衛隊による敷地造成工事を4月～6月にかけて実施いたします。また、園舎の建築工事を7月～翌3月にかけて予定しており、併せて敷地の外構工事並びに園庭整備工事も行い、平成21年度4月開園に向け事業を推進してまいります。さらに、20年度は幼稚園開園に伴います園児募集要項の制定及び幼稚園設置条例、管理規則等の改正を行ってまいります。

次に、給食共同調理場施設整備事業につきましては、これまで玉里地区の小中学校は玉里給食センターにより実施してきました。その他の小学校9校と中学校3校は、自校方式による給食事業を実施してきましたが、下吉影小学校を除く施設はいずれも老朽化が進み厳しい作業環境となっております。このことから、教育施設整備の推進目標の中で学校給食施設の合理的な運営を目指し給食共同調理場を整備することにしております。

平成20年度は、用地購入及び用地測量と地質調査委託などを進めてまいります。また、実施設計段階では、厨房設備、排水処理施設のメーカーの選定のため、各メーカーからプロポーザル等により提案していただいたものを学校給食運営委員会に図り、よりよい、使

しやすい製品を導入する予定です。

次に、国際交流活動事業につきましては、国際交流協会の主催事業として、昨年度は、姉妹都市アメリカ合衆国カンザス州アビリン市からの青少年訪問団 17 名を受け入れました。平成 20 年度は、本市から青少年訪問団 24 名を 7 月下旬から 2 週間程度、派遣する予定です。また、姉妹都市以外の様々な国際交流につきましても、本協会が事業主体となって活動していきます。

みんなで育む自治のまち(コミュニティ・行財政運営)

第 6 に、コミュニティ・行財政運営についてであります。

これまでに培ってきた市民参画の機運を継承した市民主体のまちづくりを推進するとともに、市民の人権が尊重される社会づくりと、様々な交流の促進を目指してまいります。

小美玉市の憲法といわれる自治基本条例が平成 20 年 4 月より施行されます。これは、市民参画を推進し、市民の皆様に自発的にまちづくりを行っていただくことを目的とした条例であり、市民と市の情報共有、参画、協働を基本原則として定めております。この条例の施行によって市民参画や協働の仕組みが整えられ、市民の皆様の意見が今までより市政に届くようになり、市民自治がより一層推進されるものと思います。

また、心ふれあうまちづくりを推進するため、地域のまちづくりは地域住民の連携、協力を基本とし、本市すべての地域における「地域コミュニティ」の形成に努めるとし、市民間、地域コミュニティ間のネットワークの構築を図ります。

次に、行財政運営につきましては、多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、行財政改革を推進するとともに、地方分権の時代にふさわしい、自立性の高い行政運営を推進し、市民の利便性の向上に努めるとともに、自主財源の確保に努め、事務事業の見直しや、経費の節減を図り、弾力的で健全な財政運営に努めます。

また、急速に進展する高度情報化に対応した電子自治体の構築を目指し、市民サービスの向上のための各種情報システムの整備に努めます。

以上、市政運営についての私の所信の一端と、平成 20 年度における主な施策の概要を申し上げます。

平成 20 年度は今後のまちづくりの道標となる総合計画が策定されます。小美玉市の将来像である「人が輝く水と緑の交流都市」の実現に向けて全力を傾注し、市民の皆様から寄せられた負託と信頼に応えてまいります。

ご臨席の議員各位並びに市民の皆様の一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。